

商品概要説明書

令和8年度 夏期キャンペーン定期貯金（大口）
（大口定期貯金）

（令和8年6月15日現在）

商 品 名	・ 令和8年度 夏期キャンペーン定期貯金（大口）
ご利用いただける方	・ 個人の方で、総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの方
期 間	・ 定型方式 1年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続） ※自動継続後は、大口定期貯金1年ものとしてお預かりします。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 一括預入、通帳式（新規預入に限ります） ・ 1,000万円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・ 預入時の大口定期貯金1年ものの店頭表示金利に年0.15%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ※自動継続後は、原則として自動継続時の大口定期貯金1年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。（自動継続後は、年0.15%の上乗せは適用しません。） ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・ マル優の取扱いはできません。 ・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 原則として満期前に解約することができません。 ・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合はJ Aバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当J A所定の利率とします。 （2）預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$ ・ 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法

	第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすものを除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融事業部（電話：0259-27-5187）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融事業部または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	【特典について】 ・ J A - S S でご利用いただける専用プリペイドカード（以下、「プリカ」という。）を、本定期貯金ご契約額 30 万円を 1 口として、1 口につき抽選権を付与いたします。厳正なる抽選を行い、当選された方には、500 円分のプリカを贈呈いたします。なお、当選総数は本定期貯金と令和 8 年度夏期キャンペーン定期貯金（スーパー定期貯金＜単利型＞）と合わせて 800 口となります。（例：1,000 万円のご契約の場合、お付けする抽選権は 33 口となります） 【当選結果について】 ・発送または手交をもって代えさせていただきます。 【プリカの使用方法】 ・プリカをご利用いただける施設は、J A - S S のみとなります。 ・つり銭はお返しできませんので額面金額以上でお買い上げください。 ・利用期限はございません。 【中途解約について】 ・本定期貯金は原則として満期日前に中途解約することはできません。やむを得ず満期日前に中途解約する場合は、当選したプリカ相当額についてご返却いただきます。 【その他】 ・本定期貯金の取扱期間は令和 8 年 6 月 15 日（月）から令和 8 年 8 月 31 日（月）とさせていただきます。 ・自動継続後は大口定期貯金として自動継続し、特典は付与されません。 ・自動継続を停止した場合の満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 佐渡